



Title	金融商品の公正価値測定と損益の認識
Author(s)	今田, 正
Citation	経済学部研究年報, 16, pp.51-62; 2000
Issue Date	2000-03-24
URL	http://hdl.handle.net/10069/26200
Right	

This document is downloaded at: 2020-10-26T19:33:43Z

金融商品の公正価値測定と損益の認識

今 田 正

Abstract

The primary purpose of the paper is to analyse a reasoned framework of principles that will provide the basis for the development of one or more accounting standards for recognition and measurement of financial instruments and for the presentation of resulting gains and losses.

A number of national standard-setters and The International Accounting Standards Committee have undertaken a project to develop the standards on various aspects of recognition and measurement of financial instruments. For example, IASC completed an interim international standards on recognition and measurement of financial instruments in 1998. The common features of those proposal are recognition of financial instruments at the time an enterprise becomes a party to the underlying contract and measurement of all financial assets and financial liabilities at fair value.

The paper examines if fair value measurement of financial instruments on balance sheet make sense what do the resulting gains and losses represent?

はじめに

金融商品の会計が注目される所以はいうまでもなく、それを契機とする未履行契約の資産、負債としての貸借対照表への認識計上とその時価測定にあるが、これはまた、この時価の変動によって生じる損益の認識、すなわち、損益計算書計上の問題と一体となっている。この問題は時価の変動によって生じる損益を会計上いかなる利益と考えるかという理論上の問題を含んでいる。

この金融商品に関する会計は国際的に同時進行的にその標準化が計られている。IASCは、1998年12月に金融商品に関するIAS第39号「金融商品：認識及び測定」⁽¹⁾を表し、また、アメリカのFASBは、1998年6月に、SFAS第133号「デリバティブ及びヘッジ活動に關す

る会計処理」⁽²⁾を表している。このような国際的な動きに連動して、わが国においても、企業会計審議会が、平成11年2月に、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(単に『意見書』という。)を表した。

例えば、『意見書』の特徴は、金融資産や金融負債においては、契約時におけるその発生の認識と測定における時価評価の原則を基本としつつ「保有目的」に応じた測定等⁽³⁾、IASC基準やFASB基準等の国際基準を踏まえたものとなっており、基本的には共通の概念内容をなしている。

以下では、これら諸基準の対比を行うなかで、金融商品会計の基本的特徴を公正価値測定と評価差額の認識処理に焦点を当てて分析することとする。

- (1) IASC, *International Accounting Standards No.39, Financial Instruments : Recognition and Measurement*, December 1998.
- (2) FASB, *Statement of Financial Accounting Standards No.133, Accounting for Derivative Instruments and Hedging Activities*, June 1998.
- (3) 企業会計審議会「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」平成11年、Ⅲの三の(3)。

1. 金融商品の認識計上

測定的前提は資産、負債の発生認識である。まず金融商品の認識基準について検討しよう。

わが国『意見書』は、金融資産および金融負債の認識に関して、「金融資産の契約上の権利又は金融負債の契約上の義務を生じさせる契約を締結したときは、原則として、当該金融資産又は金融負債の発生を認識しなければならない」⁽¹⁾とする。

一般に、商品等の売買又は役務の提供の対価に係る金融債権債務は、商品等の受け渡し又は役務の提供の完了によりその発生を認識するが、金融資産及び金融負債を対象とする取引については、当該取引の契約時から当該金融資産又は金融負債の時価の変動リスクや契約の相手方の財政状態に基づく信用リスクが契約当事者に生じるため、契約締結時においてその発生を認識することとした。したがって、有価証券については原則として約定時に発生を認識し、デリバティブ取引については、契約上の決済時ではなく契約の締結時にその発生を認識するという。

このように、もっぱらリスク管理に基づくオンバランス化が論理化されているが、その論理はFASBとほぼ同じものとなっている。FASBが表したSFAS第133号は、全てのデリ

バティブを契約上の権利又は義務に基づき資産又は負債として貸借対照表上に認識することとした⁽²⁾。すなはち、デリバティブが資産、負債の定義を満たす権利、義務を表すことをもって貸借対照表計上を論理づけたのである。

また、IASCは、IAS第39号において、企業は金融商品に関する契約の当事者となった時点で、金融資産又は金融負債を貸借対照表上で認識しなければならないとした。すなはち、デリバティブ等を含め契約時点においてオンバランス処理を規定したのである⁽³⁾。

例えば、先渡契約(一定の将来時点に特定の価格で金融商品ないし現物商品を購入ないし売却する契約)は、実際に交換が行われる決済日を待つことなく、契約時に資産、負債として認識される。企業が先渡契約の当事者になった時、権利及び義務の公正価値はしばしば等しく、先渡契約の公正価値ゼロである。しかし、双方の当事者がその契約時から契約対象の価格リスクに晒される⁽⁴⁾、というのである。

- (1) 企業会計審議会「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」第二の1。
- (2) FASB, *op. cit.*, para.17.
- (3) IASC, *op. cit.*, para.27.
- (4) *Ibid.*, para.29(c).

2. 金融商品の時価評価と損益認識

(1) わが国『意見書』の規定

『意見書』は金融資産および金融負債の時価評価の基礎を次のように論理づける。

金融資産については、一般的には、市場が存在すること等により客観的な価額として時価を把握できるとともに、当該価額により換金・決済等を行うことが可能である。時価による自由な換金・決済等が可能な金融資産については、投資情報としても、企業の財務認

識としても、さらに、国際的調和化の観点からも、これを時価評価し、適切に財務諸表に反映することが必要であると⁽⁴⁾。

その貸借対照表価額については、一般債権については、債権金額と取得価額が異なる場合は「償却原価」により、債務者の財政状態及び経営成績の悪化等による債権の実質価額の減少については、取得価額から貸倒引当金を控除した金額で計上する⁽⁵⁾。

有価証券については、これを保有目的によって4つに区分した⁽³⁾。

売買目的有価証券は時価をもって評価し、評価差額は当期の損益に認識する。満期保有目的の債権は償却原価で、また、子会社株式及び関連会社株式は取得原価で計上する。これら以外のその他有価証券は時価をもって評価し、評価差額は洗い替え方式に基づき、(1)評価差額の合計額を資本の部に計上するか、(2)時価が取得原価を上回る銘柄に係る評価差額は資本の部に計上し、時価が取得原価を下回る銘柄に係る評価差額は当期の損失として処理するとした。

デリバティブについては、デリバティブ取引から生じる正味の債権及び債務は、時価をもって評価し、評価差額は原則として当期の損益として処理するとしたのである⁽⁴⁾。

ヘッジ取引については、ヘッジ会計については、時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額をヘッジ対象に係る損益が認識されるまで資産又は負債として繰り延べる方法によることを原則とする、いわゆる繰延法ヘッジとして規定した⁽⁵⁾。

ただし、ヘッジ対象である資産又は負債に係る相場変動等を損益に反映させることができる場合には、当該資産又は負債に係る損益とヘッジ手段に係る損益とを同一の会計期間に認識する方法も、これを認めるとしている⁽⁶⁾。

(2) FASBの規定

FASBは、SFAS第133号において、(1)デリバティブは資産・負債の定義に合致する権利・義務を表わすことをもって、財務諸表に認識されるべきであるとした⁽⁷⁾。

また、測定については、(2)公正価値は金融商品に関して最も適合的な測定方法であり、デリバティブに関しては唯一適合的な測定方法である。なぜならば、デリバティブの歴史的原価はゼロであり、しかも、デリバティブはいずれもその公正価値相当額で決済または売却される、というのである⁽⁸⁾。また、デリバティブが公正価値で測定されるとすれば、それら公正価値の変動に伴う利得・損失は財務諸表に認識されねばならないとした⁽⁹⁾。

ただし、第133号はデリバティブの公正価値測定を規定したのであって、全ての金融商品の公正価値測定を規定したわけではない⁽¹⁰⁾。しかし、このことによってまた、ヘッジ会計の必要性も生じるのである。すなわち、デリバティブ取引は公正価値で測定され、利得・損失が認識される。しかし、公正価値変動が損益に反映されない資産又は負債のヘッジ手段として用いられているデリバティブ取引についても原則が適用されるとすれば、ヘッジ対象とヘッジ手段の利得・損失が期間的に対応しない。そこで、ヘッジの効果を財務諸表に反映させるためには、ヘッジ対象とヘッジ手段の利得・損失を同一の会計期間に認識するヘッジ会計が必要となる。もし全ての金融商品が公正価値で測定されれば、ヘッジ対象とヘッジ手段の双方が公正価値をもって測定され、その変動損益が同じ期間に対応することになるというのである。

第133号は、デリバティブの公正価値の変動損益に関する会計処理を、ヘッジとして指定されているか、ヘッジ関係の一部として適格かどうかにかかわらず、そして、もしそうな

らば、それを保有している理由に依拠するとして次のように整理した⁽¹¹⁾。

a. ヘッジとして指定されていない場合：ヘッジ手段として指定されないデリバティブについての利得・損失は、当期に稼得利益で認識する。

b. 公正価値ヘッジ：対象エクスポージャーは認識された資産・負債もしくは未認識の確定約定(firm commitment)の公正価値の変動である。

公正価値のヘッジ手段として指定され、かつ適格なデリバティブについての利得・損失はヘッジされているリスクに帰属可能なヘッジ対象の損益の発生と同じ期間に稼得利益に認識する、とされる⁽¹²⁾。

Wilson, A.C., Waters, G. and Bryan, B.J. は次のような事例を設ける⁽¹³⁾。

【設例】

X社は、1999年1月1日、8.5%利付きの3年物社債100万ドルを発行した。これは固定金利債務であるから、その公正価値は市場金利の変動につれて変動する。この公正価値エクスポージャーをヘッジするために、1999年1月1日に社債発行と同時に想定元本100万ドルの3年間の金利スワップを締結した。当スワップはX社が想定元本についての固定金利(8.5%)を受取り、スワップ契約の相手方と同じ想定元本についての変動金利を支払うよう指定されている。両契約者はそれらの金利を交換することなく、差額を決済する。X社は8.5%の固定金利を受取り、LIBORを支払って決済し、毎決算日に変動金利の再改定を行うことになる。スワップ契約から受取る8.5%は債務の8.5%の金利の支払いであり、会社はスワップの変動金利のみを支払うのであるから、スワップ契約は結果的に固定金利債務をLIBOR変動金利債務と交換することになる。

さらに、LIBORは1999年1月1日に8.5%、そして1999年12月31日に8%であったと仮定しよう。同日、スワップの公正価値は9,125ドルであると仮定しよう。これはX社の純受取であるから資産を表して表している。社債の公正価値は1,010,713ドルであると仮定しよう。社債の公正価値の変動額10,713ドルのうち、8,915ドルは金利の変動に起因し、残りはデフォルト・リスクを反映すると仮定し

よう。同社は1999年12月31日に、次のような調整仕訳を行うことになる。

(借)スワップ 9,125 (貸)スワップ利益 9,125

(借)社債損失 8,915 (貸)社債プレミアム 8,915

社債の公正価値の変動額は10,713ドルであるが、金利エクスポージャーに起因する8,915ドルだけが当期の稼得利益に認識される。1999年12月31日における社債の帳簿価額は1,008,915ドルであるから債務の実効金利は8%である。同社は残りの2年間にわたり、実効利回り調整額としてプレミアムを認識し、2000年12月31日に次の処理を行う。

(借)社債利息 80,713 (貸)現金 85,000
社債プレミアム 4,287

(借)現金 5,000 (貸)スワップ 5,000

支払利息の計上額は新たな利回り率8%に基づいている(1,008,915ドル×8%=80,713ドル)。スワップ契約は会社が受取る利息8.5%と支払うLIBOR8%との差額分を現金で受取って決済される。

c. キャッシュ・フロー・ヘッジ：この対象エクスポージャーには認識された資産又は負債、あるいは予定取引(forecasted transaction)が含まれる。この場合、キャッシュ・フローのヘッジ手段として指定され、かつ適格なデリバティブについての利得・損失の有効部分は、その他の包括利益の構成要素(稼得利益の外部)として計上し、繰り延べ、そしてヘッジされている予定取引が稼得利益に影響を与える期間に稼得利益に再分類される。デリバティブについて残っている(非有効部分の)利得・損失があれば、即時に稼得利益で認識するとされる⁽¹⁴⁾。このように、予定取引は確定約定とは区別され、後者が公正価値ヘッジであるのに対して、前者はキャッシュ・フロー・ヘッジに位置づけられたのである。設例をもって示そう⁽¹⁵⁾。

【設例】

1999年11月1日、X社はY社の株式100,000株を時価50ドルで取得する。同社はその株式を2000年の第4四半期に売却する計画である。株価の下落を考慮し、行使価格が50ドルの株式のプット・オプションを購入し、各オプション株当たり1ドルのプレミアムを支払うとすれば、当社はこのオプションにつ

いて、まず次のように処理する。

[1999年11月1日]

(借)オプション 100,000

(貸)現金 100,000

100,000ドルは当該オプションの時間的価値要素を表している。行使価格と時価とは等しいのであるから、この時点で本源の価値は存在しない。

1999年12月31日、当株式の市場価格は47ドルで、オプションの公正価値は450,000ドルであるとする。オプションは現在各3ドル、総額300,000ドルほどインザ・マネーである。その他の150,000ドルは時間的価値要素であり、それはオプションがいかに価値あるものとなるかの市場の見積りを表している。ステイトメント第133号はオプションを次のように公正価値で評価することを要求している。

[1999年12月31日]

(借)オプション 350,000

(貸)未実現利益 300,000

稼得利益 50,000

オプション勘定は既に100,000ドルとして計上されているから、公正価値の変動分は350,000ドルである。この350,000ドルの変動額は当該証券の売却に伴う期待将来キャッシュ・フローの累積的変動額(3ドル×100,000株)を超過する。超過累積利益は当期稼得利益に認識し、300,000ドルはその他の包括利益に振り替えられ、資本の部に計上される。この300,000ドルは証券が売却されるときに稼得利益に振り替えられることになる。

d. 外貨ヘッジ： 外貨ヘッジ手段として指定をされ、かつ適格なデリバティブもしくは非デリバティブについての利得・損失は次のように処理する⁽¹⁶⁾。

①外貨建の確定約定および売却可能証券の公正価値ヘッジにおいて、ヘッジ手段たるデリバティブもしくは非デリバティブについての利得・損失とヘッジ対象たる確定約定についての損失・利得は同じ会計期間に稼得利益に認識する。

②外貨建予定取引のキャッシュ・フロー・ヘッジにおいて、ヘッジ手段たるデリバティブについての利得・損失の有効部分は、その他の包括利益の構成要素(稼得利益の外部)として計上し、ヘッジされている予定取引が

稼得利益に影響を与える期間に稼得利益に再配分する。ヘッジ手段について残っている(非有効部分)利得・損失は稼得利益で認識する。

③海外事業体への純投資のヘッジにおいて、ヘッジ手段たるデリバティブもしくは非デリバティブについての利得・損失は、それがヘッジとして有効である範囲内で、累積換算調整の一部分として、その他の包括利益に計上する。設例でみよう⁽¹⁷⁾。

[設例]

1999年1月1日、X社は外国企業であるF社に純投資を有し、その額は100百万LCUである。このエクスポージャーをヘッジするために、X社は2001年12月31日に100百万LCUを売却する先渡契約を締結した。もし年度末までに交換レートが下落すれば、純投資額も減少し、為替差損が発生するが、これはその他の包括利益に振り替える。しかしながら、X社の先渡契約を決済するためのLCUの購入価格は1999年1月1日に固定された売却価格を下回る。先渡契約は純投資の有効な経済的ヘッジであるから、先渡契約に基づく差益をその他の包括利益に振り替えることになる。これらの損益は100%ヘッジにみえても完全に相殺されることはない。換算差損益はもっぱら直物レートの変動に基づいているが、純投資をヘッジする先渡契約は割引価値を考慮に入れているからである。

以上が損益認識とヘッジ会計基準の要点である。かって、多くのデリバティブは当初の現金投下を必要としないことから財務諸表上認識されなかった。また、それが認識される場合でも、デリバティブに関する未実現損益は当期の利益として認識されることなく、繰り延べられた。新アプローチはデリバティブの貸借対照表計上と公正価値測定を規定したのである⁽¹⁸⁾。特に、確定約定を公正価値ヘッジの対象に含めることはGAAP上は認められることはなかった契約の資産・負債計上をもたらすこととなったのである⁽¹⁹⁾。

ところで、FASBとしては、貸借対照表上の全ての金融商品が公正価値で測定されるよ

うな会計モデルへの転換がヘッジ問題の最も優れた概念的解決法である。だが、この時点で全ての金融商品の公正価値測定を求めることは適当ではなく、この問題は別個のプロジェクトで追求される、という⁽²⁰⁾。

- (1) 前掲『意見書』Ⅲの三の(3)。
- (2) 『意見書』同四の1。
- (3) 『意見書』同四の2。
- (4) 『意見書』同四の4。
- (5) 『意見書』同六の4の(1)。
- (6) 『意見書』同六の4の(2)。
- (7) FASB, *SFAS No. 133, op. cit.*, para.3a.
- (8) *Ibid.*, para.3b.
- (9) *Ibid.*, para.229.
- (10) *Ibid.*, para.333.
- (11) *Ibid.*, para.18.
- (12) *Ibid.*, para.18b.
- (13) Wilson, A.C., Waters, G.and Bryan, B. J., The Decision on Derivatives, FASB Statement no.133 establishes comprehensive accounting requirements. *Journal of Accountancy*, November 1998, p p.26-28. これは、(田中建二著『時価会計入門』中央経済社、平成11年、85頁)において詳細に検討されている。
- (14) FASB, *op. cit.*, para. 18c. Wilson, A. C. and Smith, G. R., Proposed Accounting for Derivatives:Does it Adress the Concerns of Current Accounting? *Accounting Horizons*, Vol.11, No.3, September 1997, p.77.
- (15) Wilson, A. C., Water, G.and Bryan, B. J., *op. cit.*, p.27.
- (16) FASB, *op. cit.*, para.18d.
- (17) Wilson, A. C., Water, G. and Bryan, B. J., *op. cit.*,p.28.
- (18) Wilson, A. C, and Rasch, R. H., New Accounting for Derivative and Hedging Activities, *The CPA Journal*, October 1998, p.24.
- (19) Royall, R. II and Stone, G.A., Guide to the New FASB Statement on Derivatives and Hedging, *The Journal of Corporate Accounting and Finance*, Summer 1998, p.13.
- (20) FASB. *op. cit.*, para.333.

3. ASBにおける時価評価と損益認識

(1) 金融商品の時価評価と損益処理

イギリスにおける時価評価とその損益の認識と処理法をASBの『討議資料』「デリバティブとその他の金融商品」⁽¹⁾によって検討しよう。

ASBは、現在の歴史的原価システムは金融商品に関しては、もはや発展性を有しない。また、金融商品がカレント価値(current value)をもって測定されなければ、その利得・損失も見過ごされる。かくて、ASBは、全ての金融商品をカレント価値をもって測定し、それに伴う利得・損失をその発生時に認識するという一般原則を示した⁽²⁾。このように、ASBの時価評価は全ての金融商品を対象とするが、全ての変動損益を損益計算書に含めるのではない。全ての利得・損失をその発生時の損益計算書に計上するのは不適切であり、損益をどこに報告するかはカレント価値による金融商品の測定にとって本質的であるという⁽³⁾。

ASBの結論は、価値変動損益の一部は損益計算書に計上し、その他は総認識利得損失計算書(the statement of total recognised gains and losses:STRGL)に含めるとする。

すなはち、ASBは次の4つの選択肢のうち、暫定的に、b. のアプローチをとるとしている⁽⁴⁾。

- a. 全て損益計算書で報告する方法,
- b. ある利得及び損失は損益計算書に計上し,その他の利得及び損失はSTRGLに計上する方法,
- c. ある利得及び損失は当初貸借対照表の項目内に計上しておき,それが実現したときに損益計算書に「再分類」する方法,
- d. 当初STRGLに計上し,それが実現する将来期間に損益計算書に「再分類」する方法。

では、その損益の区分はいかになされるのか。ASBは「公開草案」においてSTRGLに計上されるべき損益について次のような原則を示した⁽⁶⁾。

「主に企業の持続的営業活動を可能とするために継続して保有される資産・負債について生じる損益は損益計算書ではなく、総認識利得・損失計算書で報告されるべきである。その他の損益はすべて損益計算書に報告されるべきである。」

これは、現在の実務でいえば、二つの主要な項目として、固定資産の再評価から生じる損益、海外事業体への純投資の換算差損益が上げられるという⁽⁶⁾。では、この原則はいかなる金融商品に適用されるのか。STRGLに適切な最も基本的な金融商品は金利の変動に伴う固定金利債務の価値変動がその例であるとされる。すなはち、固定金利債務は固定資産の対照物とみることができ、「それは営業活動の成果というより、むしろ、主に企業の持続を可能とするために保有される」という⁽⁷⁾。また、報告企業によって発行された非持分証券も固定金利債務と同様に取り扱うべきである。すなはち、金利変動に伴う価値変動はSTRGLに計上され、これは実現または未実現損益の両方に適用されるとする。また、利子費用は損益計算書にそのまま計上されることになる。さらに、金利スワップのように、債務を固定金利から変動金利へ、またその逆というように用いられる金融商品に限っては、その価値変動はSTRGLで認識されることになる⁽⁸⁾。

また、海外事業体への純投資の換算差額が発生することがあればSTRGLに認識されることになる。このように海外事業への投資の換算リスクに備えるために用いられる通貨デリバティブや外貨建債務に関する換算差損益はSTRGLに表示される⁽⁹⁾。

そして、その他全ての価値変動損益は損益

計算書上に認識される。特に、売却目的、投機目的、あるいは投資目的で保有される金融商品の価値変動は損益計算書に計上するとしたのである⁽¹⁰⁾。

(2) ASBにおけるヘッジ会計の位置づけ

ASBは制限をもうけながらも、一定のヘッジ会計を容認する。『討議資料』はヘッジ会計が用いられる要因を次のように整理する⁽¹¹⁾。

①測定上の差異：すなはち、認識された保有資産又は負債であって、ヘッジ手段及びヘッジ対象の双方が財務諸表上に認識されるが、測定基準が異なっている場合。

②認識上の差異：確定契約(firm contracts)から生じる将来キャッシュ・フローのヘッジであって、ヘッジ対象は保有資産又は負債であるが、財務諸表上に認識されない場合。

③保有上の差異：未契約の将来取引(uncontracted future transactions)から生じる将来キャッシュ・フローのヘッジであるが、ヘッジ対象ポジションに関して未だ何らの資産又は負債も保有されていない場合。

これらのうち、①の測定上の差異は、全ての金融商品が同じカレント価値で測定され、損益が全てその発生時に計上されるとすれば、このケースは大幅に減少することになる。議論が集中するのは、いわゆる「将来取引」に係る②および③のケースである⁽¹²⁾が、結局、ASBメンバーの見解は三つに分かれるという⁽¹³⁾。第一は、ヘッジ会計は全く用いられるべきではないとする見解である。第二は、原価で測定されている資産及び負債のヘッジと、確定約定を認めるといものである。第三は、第二の見解に加えて、確定した契約ではないが、経営活動上履行を拘束されている将来取引のヘッジも認めるといものである。

これらASBの観点は、次のように、FASB

のそれとの比較において明確となる⁽⁴⁾。

①まず、FASBの公正価値測定のプロポーザルがデリバティブに関してのみであるのに対して、ASBのそれはデリバティブを含む全ての金融商品を対象としていることである。したがって、ASBにおけるヘッジ会計の比重はFASBのそれに比べ相対的に小さいものとなる。

②FASBは変動金利債務をキャッシュ・フロー・エクスポージャーとみなす。したがって、変動金利債務から固定金利債務に変換するスワップ取引はキャッシュ・フロー・ヘッジに区分され、その損益は、その他の包括利益に計上され、のちに稼得利益に振り替えられる。一方、固定金利債務を公正価値エクスポージャーとして分類する。したがって、債務を固定金利から変動金利に変換する金利スワップは公正価値ヘッジとして分類され、その損益は固定金利債務の損益と共に稼得利益に計上される。これに対して『討議資料』では、全ての債務及びこれに関連するデリバティブについて生じる損益は共にその他の包括利益/STRGLに表示すべきとする。

③FASBは契約されたもの、また未契約(予定の)のもの全ての将来取引のヘッジに関してヘッジ会計を要求する。『討議資料』は契約によって、あるいは経営活動上で履行することを拘束されているものに限って将来取引にヘッジ会計を認める。

④FASBはその他の包括利益を予定取引のヘッジに伴う損益の一時的な「貯水槽」として用いている。それら損益は予定取引が履行される後の期間に稼得利益に再配分される。これに対して、イギリスでは、「財務業績の報告」(財務報告基準第3号)によって、ある項目が、一旦STRGLに計上されたからには、それは当期業績の一項目として計上されたのであって、後の期間に損益計算書に再び計上されることはない。

(1) ASB, *Discussion Paper in issue*, Derivatives and other Financial Instruments, July 1996.

(2) *Ibid.*, para.2.5.2.

(3) *Ibid.*, para.2.5.3.

(4) *Ibid.*, paras.3.2.1, 3.2.13.

(5) ASB, *Exposure Draft*, Statement of Principles for Financial Reporting, November 1995, para.6.27.

(6) ASB, *Discussion Paper in issue*, *op. cit.*, para.3.3.3.

(7) *Ibid.*, para.3.3.6.

(8) *Ibid.*, para.3.3.10.

(9) *Ibid.*, para.3.3.19.

(10) *Ibid.*, para.3.3.27.

(11) *Ibid.*, para.4.3.2.

(12) *Ibid.*, para.4.1.6.

(13) *Ibid.*, para.4.3.19.

(14) *Ibid.*, para.3.5.

4. IASCにおける時価評価と損益認識

(1) 基本原則

IASCの金融商品会計の基本的方向性から検討しよう。金融商品の損益認識に関するIASCの見解は、1997年に表された『ディスカッション・ペーパー』「金融資産及び金融負債の会計」⁽⁴⁾に示されている。同書のいう「金融資産及び金融負債の公正価値の変動から生じる全ての損益は利益 (income) であり、その発生時に利益に認識されねばならない」というのが基本方向である⁽²⁾。

つぎに、ヘッジ会計について、『ディスカッション・ペーパー』は、まずヘッジ会計が用いられる場面、すなわち、ヘッジ対象を次のように整理している⁽³⁾。

①予定の非約定取引のヘッジを反映させる場合で、これは予定の未契約の将来取引における将来キャッシュ・フローのヘッジのため金融商品が取得された場合である。この場合、ヘッジ対象ポジションに関して資産、負債は

認識されていない。

②測定上の差異に基づく場合で、ヘッジ手段とヘッジ対象が同じ基準で測定されない場合に生じる。

③認識上の差異に基づく場合で、かかる差異はヘッジ手段は認識されているが、ヘッジ対象が認識されていないか、その逆である場合である。例えば、先物契約のような認識された金融商品が通常の会計実務では認識されない購入確定契約の価格リスクをヘッジするために取得されたような場合である。

ただし、これらについて、予定の非約定取引のヘッジに関し、原則論でいえば、決算日において確定約定が存在しない将来取引は当期における会計的認識の基礎を有しない。予定の非約定取引のヘッジは当初認識において公正価値で測定するという原則とも一貫性を有しないという⁴⁾。

これらヘッジ対象のうち、保有資産・負債のヘッジについては、全ての金融商品が公正価値で測定されるとすれば、測定上の差異から生じる潜在的な非対応は現在よりかなり小さいものになる。これが全ての金融商品の公正価値測定と全ての損益をその発生時に認識するという原則の一つの根拠となっているという。しかしこれらの原則が直接に基準化されたわけではない。

(2) IAS第39号における評価規定と損益認識

1998年6月に、IASBは「公開草案」第62号「金融商品：認識および測定」(E62)を表したが⁵⁾、これは、1998年12月にIAS第39号「金融商品：認識および測定」⁶⁾として公表された。ただし、同39号は金融資産及び金融負債の全面的な公正価値測定と価値変動の損益計算書での認識という前掲の『ディスクッション・ペーパー』で示された「包括基準」に向けた過渡的性格の「暫定基準」であるが、

そのことを踏まえて、同号の考え方に則して検討しよう。

①認識と測定 企業は金融商品を含む契約の当事者となった時点で、金融資産及び金融負債を貸借対照表上で認識しなければならないと、デリバティブを含めてオン・バランスされるというのが原則である。すなわち、企業はデリバティブに関する全ての契約上の権利、義務を貸借対照表上に資産、負債として認識することになる⁷⁾。

測定については、金融資産及び金融負債の当初認識は、金融資産及び金融負債が当初認識される時点では原価、すなわち、企業は支払われた対価または受け取った対価の公正価値で測定する⁸⁾。金融資産の当初認識以降の測定は、企業の保有目的に基づき次のように区分して規定される⁹⁾。

(a)満期保有の投資：これは償却原価法で測定する。

(b)トレーディング目的で保有する資産：公正価値で測定し、その変動損益は損益計算書で認識する。

(c)売却可能投資：公正価値で測定し、その変動損益は企業の選択により、損益計算書又は資本の部で認識する。

(d)自ら作りだした貸付金及び債権（トレーディング目的で保有されるものを除く）：償却原価で測定する（アモチゼーションやアキミュレーションは損益計算書で認識）。

(e)市場での公表市場価格が得られないか、その公正価値が信頼性をもって測定できない金融資産：原価又は償却原価で測定する（アモチゼーションやアキミュレーションは損益計算書で認識）。

また、金融負債の当初認識以降の測定も企業の保有目的によって、二つに区分される。

(a)次の(b)を除く全ての金融負債は償却原価で測定する。

(b)トレーディング金融負債及び負債たるデリバティブは公正価値で測定する。

以上にみたところから、ヘッジ関係にない金融資産・負債の公正価値変動に伴って発生した利得・損失の処理法を整理すれば、(a)トレーディング目的の金融資産・負債の公正価値の変動から生じる利得・損失は、発生した期の損益計算書で認識する。また、(b)売却可能資産から生じる利得・損失については、発生した期の損益に含めるか、資本の部の独立項目として計上し、当該金融資産が売却、回収または処分されるか、また、減損が決定される年度まで据え置くという、いずれかの方法によるとしたのである⁽¹⁰⁾。

②ヘッジ会計 第39号は、ヘッジ関係を(a)公正価値ヘッジ、(b)キャッシュ・フロー・ヘッジ、(c)在外事業体への純投資のヘッジに区分し、その会計処理を次のように規定する⁽¹¹⁾。

(a)公正価値ヘッジ： これは、貸借対照表に認識されている資産又は負債、または、そのような、資産又は負債の特定部分の公正価値の変動で、特定のリスクに帰属するエクスポージャーのヘッジをいう。すなはち、貸借対照表上の資産又は負債で金利・為替・価格の変動リスクのうち、ある特定のリスク部分を対象とするヘッジである⁽¹²⁾。

この場合、ヘッジ手段の公正価値測定による利得・損失は、発生時に損益計算書で認識する。一方、ヘッジ対象の損益のうちヘッジされたリスクに帰属する部分は、当該ヘッジ対象の簿価を修正し、かつ損益計算書で認識する⁽¹³⁾、とする。

(b)キャッシュ・フロー・ヘッジ： 認識された資産又は負債に関連する特定のリスクから発生する将来キャッシュ・フローの変動(例えば、変動利付債務の将来金利支払の全部または一部)、あるいは予定取引(例えば、将来見込まれる購入または販売取引)、また、ある資

産を一定の価格で購入するという確定約定は公正価値エクスポージャーの特徴を持つが、キャッシュ・フロー・ヘッジとする。

この場合、ヘッジ手段に生じた利得・損失のうちヘッジとして有効と認められる部分は、株主持分変動計算書を通じて直接資本の部で認識する。ヘッジとして有効と認められない部分はヘッジ手段がデリバティブの場合には、発生した期の損益として認識する。ただし、ヘッジ手段がデリバティブでない場合は、当該ヘッジ手段の損益は、損益計算書で認識されるか、または直接資本の部で認識される。

このように、キャッシュ・フロー・ヘッジにおいては、ヘッジ手段に焦点が置かれ、ヘッジ手段の公正価値測定による変動損益を資本の部に計上し、繰り延べるのである。

(c)在外事業体への純投資のヘッジ： キャッシュ・フロー・ヘッジと同様の会計処理を行うとされる⁽¹⁴⁾。

これらのヘッジ規定のうち注目されるのは、FASBのSFAS第133号とIAS第39号との確定約定の扱いの差異である。前者においては、確定約定は価格と数量が決まっているところから、公正価値変動リスクのエクスポージャーのヘッジ、すなはち、公正価値ヘッジとして位置づけた。これに対して、IAS第39号では確定約定自体は実務上資産・負債を認識しないのに対して、ヘッジ対象としてのその公正価値の変動を資産・負債として認識することを避ける意味から、キャッシュ・フロー・ヘッジに位置づけたことである。

- (1) IASC, *Discussion Paper. Accounting for Financial Assets and Financial Liabilities*, March 1997.
- (2) *Ibid.*, Chapter 6, para. 5.1.
- (3) *Ibid.*, para.4.10.
- (4) *Ibid.*, para.4.14.
- (5) IASC, *Exposure Draft(E62)*, Financial

Instruments: Recognition and Measurement, June 1998.

- (6) IASC, *IASNo.39*, Financial Instruments: Recognition and Measurement, December 1998.
- (7) *Ibid.*, para.27.
- (8) *Ibid.*, para.66.
- (9) *Ibid.*, para.69.
- (10) *Ibid.*, para.103.
- (11) *Ibid.*, para.137.
- (12) *Ibid.*, para.137.
- (13) *Ibid.*, para.153.
- (14) *Ibid.*, para.137.

おわりに

以上、国際会計基準をはじめ、各国会計基準における金融商品の評価規定とその評価差額の処理基準の比較・検討を行った。それらの諸特徴を要約しよう。

第一に、それら会計基準のうちには、デリバティブを含む全ての金融商品の認識と測定を規定したものもあれば（例えば、IASC及びASB）、直接にはデリバティブを規定したものもある（例えば、FASB）が、基本的には、金融商品の公正価値測定を基底に据えながらも、一方に過渡的性格を有していることである。例えば、IASC『ディスクッション・ペーパー』は、金融資産及び金融負債をすべて、その保有意図にかかわらず公正価値で測定し、その変動損益を、その発生時に利益として損益計算書で認識することを原則として提起したのである^①。これが今後予定される金融商品会計の「包括基準」のベースとなる考え方を示すものであるとされている。かかる意味からして、ここに分析したSFAS第133号も、またIAS第39号も当初から「暫定基準」として位置づけられており、わが国『意見書』の性格もその例外ではないとみられるのである。

このような金融商品会計の過渡的性格から、これら諸基準の測定基準の特徴は、全ての金融商品の時価評価を原則としながらも、「経営者の保有意図」に基づいた区分処理を規定していることである。例えば、IAS第39号の場合、金融資産については公正価値による測定を基礎としながらも、償却原価での測定（例えば、満期保有投資）を認めており、また金融負債については償却原価を原則とし、公正価値測定（トレーディング金融負債及びデリバティブ契約）を規定したのである。

だが、すくなくとも、全てのデリバティブを資産、負債として認識し、その公正価値をもって測定するという要請は、その結果としての実現、未実現損益が財務諸表上に表示されねばならないが、その主要な‘受け皿’となるのが、包括利益アプローチとヘッジ会計の採用である^②。

かくて、特徴の第二は、公正価値測定に伴う金融資産又は金融負債の公正価値変動損益の取扱いについて、前述の区分評価の対局に区分表示という、いわゆる「包括利益」といった損益計算書外項目の概念が（我が国「意見書」を除いて）用意されていることである^③。例えば、IASによれば、すべての金融資産（満期保有のもの及び公正価値の測定が不可能なものを除く）を公正価値で測定し、評価損益は①売買目的の金融資産に係るものは損益計算書に計上する一方、②売買目的以外で保有する金融資産に係るものは、i) 損益計算書に計上するか、ii) 株主持分変動計算書を通じて資本の部に計上し、金融資産の売却時に損益計算書に計上する方法のどちらかの選択を認めたのである。

第三に、これら金融商品会計基準の最後の特徴は、ヘッジ会計の必要を認め、繰延ヘッジ会計を排し^④、ヘッジ会計を3つに区分したのである。例えば、SFAS第133号はデ

リバティブは全て公正価値をもって測定し、その結果生じる損益は、まず、ヘッジ目的でないものは全て当期の稼得利益に含める。そして、ヘッジ目的のものは、公正価値ヘッジ、キャッシュ・フロー・ヘッジ、外貨ヘッジに区分し、このうち、適格な公正価値ヘッジに係る損益（ヘッジ対象についてはヘッジされたリスクに帰属する部分）は当期の稼得利益に含め、キャッシュ・フロー・ヘッジの有効部分及び外貨ヘッジのうち外貨建予定取引のヘッジの有効部分については、これをその他の包括利益に計上し、再分類調整するとしたのである。

いうまでもなく、現在の会計モデルを前提とするかぎり、ヘッジ会計は避けられない。ヘッジ会計に替わる方法は金融商品の認識と測定の違いを無くすことである。すなわち、ヘッジ会計に替わる方法がすべての金融商品を認識し、公正価値をもって測定することであるとすれば⁽⁶⁾、ヘッジ会計もまた過渡的制度的ものといえよう。

- (1) IASC, *Discussion Paper, op.cit.*, Chapter 1, para.5.5, Chapter 6, para.5.1.
- (2) Johnson, L.T. and Swieringa, R.J., *Derivatives, Hedging and Comprehensive Income, Accounting Horizons*, Vol.10, No.4, December 1996, p. 118.
- (3) FASB, *SFASNo.130*, Reporting Comprehensive Income, June 1997, Appendix A, para.48.
- (4) IASC, *op. cit.*, Chapter 6, para.4.7.
- (5) Johnson, L.T. and Swieringa, R.J., *op. cit.*, p.116.